

## 火葬場使用料の減免について

吉田町又は牧之原市（旧榛原町）の住民以外の方であっても下記の事由に該当する方の場合、火葬使用料の減免を受けることができます。

### ○減免対象範囲

- 1 死亡者が、吉田町又は牧之原市の介護保険の被保険者であり、死亡時に老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所していたもの。
- 2 勉学のため管外へ住所を異動した者で、死亡時に学校教育法第1条に規定する学校に在学中であるものの火葬で、扶養者が吉田町又は牧之原市住民であるとき。
- 3 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の適用を受ける遺体で引取人がないとき。

### ○申請方法

火葬場の利用申し込みの際に、申請書類を提出してください。  
後日、事務局から決定通知書を郵送させていただきます。

### ○申請書類

- 1 火葬場使用料減免申請書
- 2 減免対象となることを証明できる書類の写し  
(例：介護保険被保険者証の写し等)